

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、当社が目指す従業員の幸福や人々の豊かな暮らし、サステナブルな未来社会の実現につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取り組みを進めてまいります。

1. 従業員への還元

当社は、創業以来掲げてきた「人間尊重」の理念の下、持続的な成長と生産性の向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。そのうえで、企業の成長により産み出す収益や成果は、社会情勢や自社の状況を踏まえた適切な時期と方法で、従業員一人一人の働きがい向上を醸成する処遇改善（賃金の引き上げ）をはじめ、賃金の引上げだけではなく働きやすさ向上も含めた総合的な労働条件の向上、人財育成（教育訓練等）の拡充など、積極的に人材投資を行うことで、従業員への持続的な還元を目指します。

【個別項目】

具体的には、賃金の引き上げについて、2014年から毎年、実施してきたベースアップ、更に2022年4月より改定した定年延長、TOPPAN版ジョブ型雇用制度の導入に伴う処遇改善に続く、労働条件向上策に取り組むとともに、人財育成（教育訓練等）について、AI・DXをはじめとした資格取得の推進や、専門的スキル学習の機会提供等を通じ、社会のデジタル化やグローバル化に対応する人財の育成・活用を図り、従業員の働きがい向上を目指してまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

◆ パートナーシップ構築宣言のURL

【 <https://www.biz-partnership.jp/declaration/89942-05-07-tokyo.pdf> 】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社はステークホルダーの皆様とのエンゲージメントを深めていくために、グループ・グローバル含めた幅広いESG情報を「サステナビリティレポート」等を通じて、透明性をもって適時適切に分かりやすく情報発信してまいります。

※取組内容については、当社ホームページにて紹介しています。

<https://www.holdings.toppan.com/ja/sustainability/>

令和8年3月18日

TOPPAN株式会社
法人名

代表取締役社長 大矢 諭
役職・氏名（代表権を有する者）